

## 障害者控除対象者 認定書のご案内

年末調整や確定申告などに使用する障害者控除対象者認定書を交付します。

**対象** 介護保険の要介護認定を受けている人で、次の全ての要件に該当する人

**要件** ①身体障害者手帳などを持っていない②本人、またはその扶養者が所得税や市県民税控除などの対象となっている

※要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります

**申し込み** 介護保険被保険者証を持参して、高齢福祉課介護保険係へ

**問い合わせ** 高齢福祉課介護保険係(東原庁舎内)☎内線77253へ

## 市職員が家屋調査を行います


問い合わせ 税務課資産税係☎内線3146・3147・3148

新築や増築した家屋の固定資産税の評価額を算定するために、市職員が家屋調査を行いますので、ご協力をお願いします。

家屋の全部、または一部を取り壊した場合や店舗、住宅などを他の用途に変更した場合も調査を行いますので、ご連絡をお願いします。

## 11月は児童虐待防止推進月間です

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内)☎内線77257



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもがいたら。出産や子育てに悩んだら。ご相談ください。

# 虐待かも と思ったら いち早く 189番へ

## 消費生活の窓 ~インターネット通販の口コミトラブルに注意!~

インターネットでお店や商品を探すときに、便利な口コミに頼りすぎていませんか。

**<事例1>**  
「すぐに稼げる」と書き込みがあり、海外投資の取り引きをしたが、もうからなかった。残金の引き出しを依頼したが、支払ってもらえなかった。電話番号、住所は不明だった。

情報をうのみにすると、悪徳業者とのトラブルに巻き込まれる危険性があります!口コミは事業者が依頼された個人などが書き込んでいる可能性も!



**<事例2>**  
SNS上で「飲むだけで痩せる」「無料トライアル実施中」と広告を見てトライアルに申し込んだ。飲んでみたら効果が無く、やめようと思っていたら自動的に定期購入になっていたらしく、代金を請求された。

広告だけでは効果が判断できない商品における根拠のない誘い文句には注意!



**<アドバイス>**インターネットでお店の商品を探すときは...

- 広告だけでは効果が分かりづらい商品・サービスについては、特に慎重に判断しましょう
- 想像と違っていた場合に備え、購入前に解約・返品を確認しましょう
- 事業者の住所・連絡先は本当か確認しましょう
- 事業者の依頼を受け、商品・サービスの内容について宣伝などを目的にブログなどに書き込みの依頼があっても十分な根拠がないにもかかわらず、誤認されるような書き込みは控えるべきでしょう



**問い合わせ** 消費生活センター(東原庁舎内)☎②1501、ファクス②1501へ  
**【相談時間】** 土・日曜日、祝日を除く、午前9時から正午までと午後1時から4時まで

## 住宅改修に伴う固定資産税の減税制度について

問い合わせ 税務課資産税係☎内線3146・3147・3148

改修工事で一定の要件を満たすものを行った場合に、翌年度分の固定資産税の一部が減額されます。次の改修工事終了後3カ月以内に、申告書に改修工事内容が確認できる書類などを添付して税務課資産税係に提出してください。

対象工事	減税を受けられる要件	減税額	提出書類
耐震改修	◇昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること(併用住宅の場合は、居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること) ◇平成30年3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を行ったものであること ◇当該改修に要した費用が50万円を超えていること	1戸当たり120㎡までを限度として、居住部分に限り、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の2分の1の額(平成29年4月1日以降に改修工事を行ったもので、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2の額)	◇耐震改修工事に関する固定資産税減額申告書 ◇耐震改修に要した費用を証する書面(工事明細書および領収書の写し) ◇現行の耐震基準に対応した工事であることの証明書(建築士などが証明したもので、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2の額) ◇長期優良住宅の認定通知書の写し
バリアフリー改修	◇新築された日から10年以上経過した住宅であること(併用住宅の場合は、居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること) ※賃貸住宅は対象となりません ◇次のいずれかに該当する人が居住していること(申告時) ①65歳以上の高齢者(改修工事が完了した年の翌年の1月1日現在の年齢) ②要介護認定または要支援認定を受けている人 ③障がいのある人 ◇改修後の住宅の面積が50㎡以上であること ◇平成30年3月31日までに、次のバリアフリー改修工事を行ったもの ①廊下の拡幅②階段勾配の緩和③浴室の改良④便所の改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め化 ◇当該改修に要した費用の額が国または自治体からの補助金や介護保険からの給付などを除いて50万円を超えていること	1戸当たり100㎡までを限度として、居住部分に限り、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の3分の1の額	◇バリアフリー改修工事に関する固定資産税減額申告書 ◇バリアフリー改修に要した費用を証する書面(工事明細書および領収書の写し) ◇改修工事箇所の図面および写真(改修前と改修後) ◇介護保険の被保険者証または障害者手帳など ◇国または自治体からの補助金や介護保険からの給付などを受けている場合はその明細
省エネ改修	◇平成20年1月1日以前に建築された住宅であること(併用住宅の場合は、居住用部分の床面積の割合が2分の1以上であること) ※賃貸住宅は対象となりません ◇改修後の住宅の面積が50㎡以上であること ◇平成30年3月31日までに、次の工事を施工し、改修した各部分が現行の省エネ基準に新たに適合すること ①外気に接する窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など) ②①の工事で併せて行う、床、天井、または壁の断熱改修工事 ◇当該改修に要した費用の額が、国または自治体からの補助金などを除いて50万円を超えていること	1戸当たり120㎡までを限度として、居住部分に限り、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の3分の1の額(平成29年4月1日以降に改修工事を行ったもので、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2の額)	◇省エネ改修工事に関する固定資産税減額申告書 ◇省エネ改修に要した費用を証する書面(工事明細書および領収書の写し) ◇熱損失防止改修工事証明書(建築士などが証明したもの) ◇国または自治体からの補助金などを受けている場合はその明細 【改修の結果、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2の額】 ◇長期優良住宅の認定通知書の写し

※耐震改修に対する減額と、バリアフリー改修および省エネ改修に対する減額は、同時に適用を受けることはできません  
※バリアフリー改修と省エネ改修を同年に行った場合は、併せて適用が受けられます  
※バリアフリー改修と省エネ改修に対する減額は、1戸につき一度のみの適用となります

## 沼田税務署からのお知らせ

問い合わせ 沼田税務署☎②2131

### 平成29年分年末調整説明会

次の日程で開催します。説明会は「年末調整のしかた」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを使用しますので持参してください。

※指定された会場・日時に出席できない場合は、他の会場・日時に出席できます

とき	ところ	対象者
11月14日(火) 14:00~16:00	みなかみ町カルチャーセンター つきよのホール	みなかみ町の源泉徴収義務者
11月20日(月) 10:00~12:00	昭和村公民館 多目的ホール	沼田市(利根町以外)、昭和村、川場村の源泉徴収義務者
11月21日(火) 14:00~16:00	片品村役場 2階農林研修室	沼田市利根町、片品村の源泉徴収義務者

### 青色・白色申告決算説明会

決算書などの作成方法や作成に当たったの注意点、消費税の決算の仕方、マイナンバー制度の概要や申告書の書き方などの説明会を開催します。

ところ 利根沼田振興局1階101会議室

とき	対象者
12月6日(水) 10:00~12:00	青色申告者(事業所得者向け)
13:30~15:30	青色申告者(農業所得者向け)
12月7日(木) 10:00~12:00	白色申告者(事業所得者向け)
13:30~15:30	白色申告者(農業所得者向け)